

居宅介護支援重要事項説明書

法人名： 株式会社 コモテックス

事業所名： 居宅介護支援センターほのほの

事業所番号： 4270500590

住所： 長崎県大村市松山町460-2

TEL・FAX： 0957-52-7739 FAX 0957-20-8887

指定年月日： 平成14年7月1日

実施地域： 大村市・(左記以外の地域でも相談可)

事業内容： 指定居宅介護支援事業

サービス内容： 居宅サービス計画の作成

居宅サービスの提供に係わる関係機関との連絡調整

介護保険施設の入所に係わる施設の紹介とその他便宜の提供

職員体制： 1. 管理者 1名

2. 介護支援専門員 1名以上 (1名は管理者兼務)

介護支援専門員は、事業所に対する要介護者等からの依頼を受け、必要な福祉サービス又は、保険医療サービスの提供に向けた計画の作成及び関係機関との連絡調整等を行う。

営業時間： 平日 午前8時30分～午後5時30分

休日： 土・日曜日・祝日・8月14～8月15日・12月30日～1月4日

利用料金： 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度からの給付となりますので、自己負担はありません。

解約： 利用者はいつでもサービスの解約は出来、料金は一切掛かりません。

サービス担当者： 介護支援専門員 中村 智子

TEL 0957-52-7739 (24時間対応)

① 事業の目的

株式会社コモテックスが行う指定居宅介護支援事業は、要介護者からの依頼を受けて、日常生活を営む為に必要な居宅サービスを適切に利用出来る様、指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保される様、指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整の便宜の提供を行うことを目的とする。

② 運営方針

事業所は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るサービスの提供を行う。また、利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供される様配慮して行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事ができる。

③ 秘密保持

職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為に職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

④ 事故発生時・緊急時の対応

職員はサービス提供実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。管理者の判断を仰ぎ関係機関、医療機関と連携を取り、生命の保護に対応しなければならない。

⑤ 苦情処理の体制・手順

苦情を受けたら、内容を確認し、原因を調査する為情報収集をする。事実関係を把握し、文章化し介護支援専門員・利用者・家族の三者で話し合いの場を設ける。

介護支援専門員は、それに応じた対応策を考えて話し合いに臨み、その結果を再検討して利用者へ提示し改善出来ることは、速やかに対応する。また、利用者の不当な行為等により必要性が生じた場合には、速やかに市町村へ通知する。

問題解決が、困難な場合は行政機関等とも協議する。

苦情・相談担当者を配置し、相談者との密接な連携に努める。

苦情・相談窓口及び解決責任者 中村智子

苦情・相談連絡先 0957-52-7739 (24時間対応)

⑥ 公的苦情窓口

大村市長寿介護課 0957-20-7301

長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-7293

⑦ 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努める。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

⑧ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催する。その結果を、介護支援専門員に周知徹底する。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

⑨ 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
3. 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
4. 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。

⑩ 指定居宅介護支援の提供

当事業所ケアプランの訪問介護、遠所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りである

サービス提供者

名称：株式会社 コモテックス
居宅介護支援センター ほのぼの
居住地： 大村市松山町460番地2
代表者名： 代表取締役 相田 正彦

私は、本書面によりサービス提供者から居宅介護支援の重要事項説明書について説明を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者

住 所_____

氏 名_____

代理人

住 所_____

氏 名_____

続 柄_____